

平成31年2月28日

請 願 文 書 表

国際文化観光・スポーツ常任委員会

請願番号	66	受理年月日	29.6.21
件名	「核兵器禁止条約の締結を求める意見書」採択についての請願		
請願者		紹介議員	
<p>※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。</p>		<p>井坂新哉 加藤なを子 君嶋ちか子 木佐木忠晶</p>	
<p>1 請願の要旨</p> <p>現在国連で、「核兵器を禁止しその全面廃絶につながる法的拘束力を持つ条約を交渉する国連会議（以下、交渉会議）」が開催されています。この会議で、核兵器禁止条約を採択し、秋の国連総会で歴史上初めて核兵器禁止条約の締結を実現させるため、日本政府は戦争被爆国としてその実現に努力を求める意見書を採択して下さい。</p> <p>2 請願の理由</p> <p>住民の平和と安全、地域社会の健全な発展と公共の福祉のための不断のご尽力に敬意を表します。世界諸国民は、二度の世界大戦と広島・長崎の経験から、国連憲章で専制的な武力攻撃をきびしく禁じ、世界平和のルールを確立し、軍縮、とりわけ核兵器の禁止・廃絶を求める大きな前進をつくり出してきました。</p> <p>核兵器廃絶への運動は長年に渡り、被爆者を先頭に絶え間なく続けられてきました。2010年のNPT再検討会議では、「核兵器のない世界の平和と安全を達成する」ことを決めました。2016年の国連総会第1委員会で「多国間核軍備撤廃交渉の前進に関する作業部会（OEWG）」において、2017年に、「核兵器を禁止しその全面廃絶につながる法的拘束力を持つ条約を交渉する国連会議（以下、交渉会議）を招集すること」を勧告する報告書が賛成多数で採択され国連総会に提出されました。そして、昨年12月23日、多数決で採択されました。</p> <p>今年の3月、ニューヨーク国連本部で、第1会期の交渉会議が開かれました。</p> <p>人類史上、最も残虐で非人道的な兵器である核兵器の禁止に向けた国連での話し合いは初めてでした。この交渉会議には、115カ国以上の国々と220人を超える市民社会の代表が参加し、核兵器禁止条約の内容など、活発に議論されました。しかし、この会議に、核保有国、日本などの「核の傘」に入る国は参加しませんでした。</p> <p>この核兵器禁止条約の交渉会議は、6月15日から第2会期会議が開始され、条約案が審議され7月7日までに採択される予定です。その結果は、秋の国連総会に報告され、条約発効までの手順が決められます。</p> <p>核兵器禁止条約の実現は、広島と長崎の被爆者の皆さんをはじめ、平和を願う多くの人々が</p>			

粘り強く求めてきたことであり、核軍縮、さらに核兵器廃絶に向けた国際世論の高まりの中でここまで前進しています。

今まさに核兵器の保有も拡散も禁止する「核兵器禁止条約」を実現させるときです。日本政府は、核廃絶に向けた着実な前進をめざし、核兵器禁止条約実現のため核兵器の非人道性、残虐性を自ら体験した戦争被爆国として実現のためいっそうの努力を強めるときです。

貴議会が、これらの趣旨を理解くださり、地方自治法第99条の規定により、日本政府へ核兵器禁止条約実現に努力することを求める意見書を提出されることをお願いいたします。

3 請願事項

貴議会から国に対して、次の事項について日本政府への意見書を提出して下さい。

- (1) 日本政府は、すべての国の核兵器の使用、実験、研究、開発、生産、配備、貯蔵のいっさいを禁止する核兵器禁止条約が締結されるようにつとめること。
- (2) そのための国連の核兵器禁止条約交渉会議に参加し、条約実現に努力すること。
- (3) 日本政府は、2017年度国連総会で核兵器禁止条約に賛成し、調印すること。

請願番号	67	受理年月日	29.6.21
件名	核兵器禁止条約推進について請願		
請願者	紹介議員		
※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。	井坂新哉 加藤なを子 藤井克彦 君嶋ちか子 木佐木忠晶		
<p>【請願趣旨】</p> <p>私たち神奈川県民は、「非核兵器宣言」を持っています。</p> <p>この宣言は、1984年7月5日に県議会で議決されました。宣言は「核兵器廃絶と恒久平和の実現」に向けた県民の願いと決意を訴えています。</p> <p>今日、北朝鮮の核実験やアメリカの軍事対応など「核兵器に対する不安」が広がっている状況で、国連が進めている核兵器禁止条約は「神奈川非核兵器宣言」を具体化し世界で核兵器廃絶を進める確かな役割を果たすものです。</p> <p>5月22日に国連の核兵器交渉会議のホワイト議長が発表した核兵器禁止条約の草案には、「ヒバクシャおよび核実験被害者の苦難に留意」の文言がはいる、「多数の非政府組織およびヒバクシャの取り組み」を高く評価しています。15日からは国連本部で草案を討議し採択する核兵器禁止条約の交渉会議（第2会期）がひらかれます。</p> <p>私たちは、唯一の戦争被爆国民として、また非核兵器宣言を持つ県民として、核兵器禁止条約の制定に積極的役割を果たすことが求められています。</p> <p>政府に対し意見書をあげていただけるようよろしくお願いいたします。</p> <p>【請願項目】</p> <p>非核兵器宣言を持つ議会として政府に対し、「唯一の戦争被爆国として核兵器禁止条約推進の立場に立ち積極的役割を果たすことを求める」意見書を出して下さい。</p>			

請願番号	81	受理年月日	30.6.22
件名	神奈川非核兵器県宣言の普及と核兵器禁止推進事業強化についての請願		
請願者	紹介議員		
※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。	君嶋 ちか子 木佐木 忠 晶		
<p>1 請願趣旨</p> <p>国連は、2017年7月に「核兵器禁止条約」を議決し、今、各国でその批准が取り組まれています。</p> <p>先日の、2018年6月12日には、アメリカと北朝鮮の首脳会議が行われ「朝鮮半島の完全非核化」が合意されました。紛争を戦争ではなく話し合いで解決する動きが北東アジアでも始まっています。核兵器を廃絶する世界の流れが強まっています。</p> <p>神奈川県では、核兵器廃絶を求める県民の声を背景に、1984年7月5日に、「核兵器を廃絶し、恒久平和を実現することは、世界唯一の核被爆国日本の国民共通の悲願であり、神奈川県民の心からの希求である。（中略）私たちは核兵器の廃絶と軍縮を世界に訴えざるを得ない。」との内容で「非核兵器県宣言」を県議会として行いました。</p> <p>「核兵器禁止条約」の批准に見られる核兵器をなくす取組が世界で強まっている今、「非核兵器県宣言」を行ってきた神奈川県として積極的な役割を果たすことが求められています。</p> <p>以上の趣旨から、次のことを要請します。</p> <p>2 請願項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 神奈川非核兵器県宣言を普及するため、県のホームページですぐみえて解りやすい構成に改善をすること。 2 神奈川非核兵器県宣言の趣旨を普及し具体化する「核兵器廃絶」を勧める平和の展示や事業などを充実すること。 3 国連の核兵器禁止条約の批准を政府に要請すること。 			

請願番号	93-1	受理年月日	31.2.20
件名	高等学校における演劇鑑賞教室実施に関する請願		
請願者		紹介議員	
<p>※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。</p>		<p>柳下 剛 谷口 かずふみ 楠 梨恵子</p>	
<p>(請願要旨)</p> <p>1 県内の公立高等学校が演劇鑑賞教室を開催出来るように支援をしていただきたい。 2 各市区町村による青少年対象の文化芸術活動充実に向け、一層の支援をしていただきたい。</p>			
<p>(請願の理由)</p> <p>神奈川県は様々な文化の発信都市として、それを鑑賞出来る環境は全国で最も整っています。しかし、高校生がこうした文化環境の中で日々文化芸術に触れる生活を送っているケースは実際のくらいでしょうか。高校生は通常の授業の他、部活動、学習塾そしてSNSに費やす時間の割合が多いことやまた多くの家庭の可処分所得が減少している現状を合わせ考えてみると決して十分とは言えないでしょう。</p> <p>一方学校での演劇鑑賞教室の現状は、鑑賞予算を確保出来る学校と、困難な学校と二極化が進行し、「授業時間確保」の問題も絡み、全体としては減少しています。公益社団法人日本劇団協議会（以下日本劇団協議会）正会員による高校公演数の推移を見ても1990年代後半までは年間1300公演だったものが2016年には半分以下の518公演にまで減少しています。また都道府県別の実施校公演数ランキングでは貴県は近年上位10位に入っていない状況にあります。</p> <p>学校での演劇鑑賞は終戦の翌年1946年から始まりました。後に青少年期に演劇を鑑賞することは教育の目的である「人格の完成」をより豊かにしていく機会として教育の場でも認識され、他の芸術分野に抜きんでて全国の学校に広がったという歴史があります。高校での公演数は減少しているとは言え、演劇が教育に果たせる役割は逆に益々高まっていることを学校からの感想を見ると実感出来ます。</p> <p>現在、小学校・中学校に対しては文化庁「文化芸術による子供の育成事業」があり、一定程度芸術鑑賞は保障されていますが、高校に対する支援はほとんどないのが実態です。</p> <p>このような高校の文化環境に対し、日本劇団協議会として「子どもの権利条約」「文化芸術基本法」「1999年ユネスコ第30回総会事務局長アピール」及び「神奈川県文化芸術振興条例」に基づき、高校での演劇鑑賞機会を保障するために支援していただくこと、また地域にて青少年が演劇鑑賞を出来る環境整備をするため支援していただくことを要望します。</p>			